

2024年4月1日

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づき、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標に掲げています。千葉興業銀行では、この取組みの一環として次の対応を実施しますのでお知らせいたします。

今後もサービスの拡充を図り、お客さまのご満足や利便性向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施する内容

実施内容	備考
当座預金の新規口座開設の停止	すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。
2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の終了	2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手(先日付小切手)について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。また、これに伴って「代金取立規定」の変更も実施いたします。

※該当の手形等をすでにお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年4月30日(火)までにお取引店でお手続きください。実施日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でお手続きをお願いいたします。

2. 実施日

・2024年5月1日(水)

本件に関するお問い合わせはお取引店へお問い合わせください。

以上

【ご参考:千葉興業銀行のご提供するサービスについて】

・千葉興業銀行では手形・小切手に代わる決済方法として、インターネットバンキングによる振り込みや電子記録債権をご案内しております。この機会に導入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

○インターネットバンキング<コスモスWEB>

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/houjin/ibank/>

○電子記録債権<ちば興銀でんさいネットサービス>

<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/houjin/it/densai.html>